

鳥取県特別支援教育推進計画（仮称）案
（令和5年度～令和9年度）

令和5年 月

鳥取県教育委員会

鳥取県特別支援教育推進計画

I	切れ目ない支援体制構築と特別支援教育の充実	1
1	幼稚園、認定こども園、保育所等における特別支援教育の充実	1
2	小学校、中学校、義務教育学校における特別支援教育の充実	3
(1)	児童生徒一人一人の学びを保障するための校内支援体制の充実	3
(2)	特別支援学級における指導・支援の充実	5
(3)	通常の学級における指導・支援の充実及び通級による指導の充実	7
3	高等学校における特別支援教育の充実	9
(1)	生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実と教育環境の整備	9
(2)	教職員の専門性の確保及びサポート体制の充実	10
(3)	一貫した支援体制の構築を目指した、関係機関等とのネットワーク整備	11
II	社会や幼児児童生徒の実態の変化に応じた今後の特別支援学校における教育の充実	13
1	特別支援学校における教育の充実	13
(1)	幼児児童生徒一人一人の教育の充実を目指した教育環境の整備	13
(2)	高度な医療的ケアが必要な児童生徒等に対する教育及び支援体制の充実	15
(3)	卒業後の自立と社会参加に向けたふるさとキャリア教育の充実	16
(4)	児童生徒等一人一人の障がいの状態や発達段階に応じたICT活用の充実	19
2	特別支援学校のセンター的機能による小・中学校等へのサポート体制の充実	21
III	特別支援教育に関する教職員の専門性向上と福祉・医療等の連携充実	22
1	全ての教職員における特別支援教育に関する指導力の向上	22
2	特別支援学校・特別支援学級等における専門性の向上	24
(1)	特別支援学校教諭免許状保有率の向上	24
(2)	特別支援学校教職員の専門性の向上	25
(3)	特別支援教育主任及び特別支援学級担任の専門性の向上	27
(4)	LD等専門員及び通級指導教室担当者の専門性の確保及び向上	28
(5)	医療的ケア看護職員及び教職員の医療的ケアに関する専門性の向上	29
3	教育と福祉・医療等の連携の充実	30
(1)	教育と福祉の連携の充実	30
(2)	教育と医療の連携の充実	31
(3)	学校卒業後に向けた関係機関との連携の充実	32
IV	社会に開かれた特別支援教育の推進	33
1	共生社会の実現に向けた理解啓発の推進	33
2	鳥取県手話言語条例に基づいた学校における手話言語の普及	35
	参考資料	36

鳥取県特別支援教育推進計画の策定にあたって

国の動き

我が国は、平成19年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、平成26年に批准しました。この条約において、障がいのある者となない者とが共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」の理念が提唱されました。

また、平成19年の学校教育法改正において、障がいのある子どもの教育に関する基本的な考え方について、特別な場で教育を行う「特殊教育」から、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」へと転換され、平成23年には障害者基本法の改正、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

平成24年、中央教育審議会初等中等教育分科会で「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が示され、これを踏まえて、障がいのある子どもの就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正が行われました。

令和3年1月には、中央教育審議会の答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（略）において、新時代の特別支援教育の在り方について基本的な考え方が示されるとともに、同年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、また、同年9月に「特別支援学校設置基準」が公布されるなど、特別支援教育における指導及び支援体制の充実や教育環境の整備が一層求められています。

策定の趣旨

鳥取県教育委員会においては、平成26年9月に鳥取県教育審議会から「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について～インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～」の答申を受けるとともに、平成31年3月に本県の教育の基本的な方向性等を示す「第三期鳥取県教育振興基本計画」において、特に力を入れて取り組む施策の一つに「特別支援教育の充実」を掲げ、本県の特別支援教育を推進してきました。

「特別支援教育」が位置づけられて15年、就学先決定の仕組みが変わって10年が経過し、特別支援学級に在籍する児童生徒数、高等学校で発達障がい等の診断を有する生徒数、特別支援学校の重複障がい学級に在籍する児童生徒数の割合が増加するなど、学校や社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、「誰一人取り残さない」教育の実現が求められています。

そのため、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた「多様な学びの場」の整備や、合理的な配慮の提供、学校における教員の指導力向上により、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組みを構築するとともに、幼児期から高等学校・特別支援学校高等部卒業にいたるまで、切れ目ない指導や関係機関と連携した支援を充実し、障がいのある子どもたちの将来の自立と社会参加に向けた更なる取組を推進する必要があります。

こうした状況を踏まえ、鳥取県教育審議会において、次の2点を主な論点として「これからの時代における本県の特別支援教育の在り方について」の議論が行われ、令和4年2月に答申が出されました。

- 1 自立と社会参加に向けた切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実について
- 2 社会や幼児児童生徒の実態の変化に応じた今後の特別支援学校における教育の在り方について

このような状況を踏まえ、本県の障がいのある子どもの教育の更なる充実に向けて、全県的、中長期的な視点に立って、今後の鳥取県の特別支援教育の在り方を明確に示し、計画的に特別支援教育を推進していくために、県教育委員会として方向性や具体的な取組を示した「鳥取県特別支援教育推進計画」を策定します。

計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や国の動向等を踏まえて、必要に応じ、計画の見直しを行います。

令和5年〇月
鳥取県教育委員会

I 切れ目ない支援体制構築と特別支援教育の充実

1 幼稚園、認定こども園、保育所等における特別支援教育の充実

【現状と課題】

- 令和4年度現在、各健康診査に関わっている県内の市町村（学校組合）教育委員会の割合は1歳6か月健康診査で20%、3歳児健康診査で35%となっていますが、5歳児健康診査では100%となっています。このことは就学前からの相談・支援体制の重要性についての認識が広がっているものと考えます。＜資料1＞
- ①障がいの早期発見・早期支援の観点から、教育、保健、医療、福祉等の関係機関が連携した早期支援体制を構築し、障がいのある子どもの状態や保護者の不安に寄り添いながら教育相談を行い、就学の仕組み、就学先となる学校や学びの場に関する必要な情報を早期から保護者に対して十分に提供することが重要です。
 - ②乳幼児からの一貫した切れ目ない支援をさらに進めるため、個別の教育支援計画※1を作成・活用し、障がいのある子どもの成長の記録や合理的配慮※2を含む支援の内容等に関する情報を関係機関と共有するとともに、就学先となる学校に確実に引き継ぐことが必要です。
 - ③保育者が障がい特性や発達段階等についての基本的な知識をもち、適切に乳幼児の障がいの状態と教育的ニーズを把握して、指導・支援を実践する力を付け、保護者との信頼関係構築に関わる資質を高めることにより、特別支援教育の充実を図っていくことが必要です。

【施策の方向性】

- 一人一人の教育的ニーズに基づいた就学先決定と就学先への確実な引継ぎが行われるよう、県教育委員会と保健、医療、福祉等の関係機関及び市町村（学校組合）教育委員会との連携を強化します。
- 教職員等に対する障がい特性や発達段階等についての研修の促進及び幼稚園、認定こども園、保育所等へのサポート体制を充実させます。

【具体的な取組】

- ① 障がいのある子どもの早期発見・早期支援を促進するため、市町村における早期支援体制充実に向けた連携強化を支援
 - ・教育機関の各健康診査への積極的な関わりを強化するため、市町村が取り組んでいる早期支援の好事例を情報提供
 - ・各市町村の実情に応じた、教育、保健、医療、福祉等の関係機関が連携した相談体制及び支援体制の充実
- ①②就学支援体制の充実のため、県教育委員会と市町村（学校組合）教育委員会との連携強化及び県教育委員会による市町村（学校組合）教育委員会への積極的な支援
 - ・鳥取県教育支援チーム※3の派遣
 - ・市町村（学校組合）教育委員会、市町村母子保健部局及び教育支援委員会委員等、就学に

係る担当者を対象とした研修等の実施

- ③ 全ての教職員が特別支援教育に関する基礎的な知識を得ることができるオンデマンドによる研修の実施（「必要な情報を、必要な時に学ぶことができる」体制の構築（研修動画・授業動画・学習支援コンテンツ等の活用・充実））【新規】【再掲 I-2-(3)】【再掲 I-3-(2)】【再掲 III-1】
- ③ 県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）のセンター的機能※4、LD等専門員※5 及び『エール』鳥取県発達障がい者支援センター※6 の相談活動によるサポート体制の充実と活用のための周知

※1 個別の教育支援計画

障がいのある児童生徒一人一人について、学校と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う機関や民間団体との連携の下に、学校が作成する長期的な計画。

※2 合理的配慮

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。

※3 鳥取県教育支援チーム

本人・保護者、学校、市町村（学校組合）教育委員会が就学先や学びの場を検討する中で、学校教育法施行令 22 条 3 に該当する（又は該当する可能性のある）ケースについて合意形成が困難な場合等に、市町村（学校組合）教育委員会又は特別支援学校からの依頼に応じて相談・助言等を行うために設置されている医師、臨床心理士、特別支援学校教職員等で構成されたチーム。

※4 特別支援学校のセンター的機能

学校教育法第 74 条に基づき、特別支援学校が地域における特別支援教育のセンターとして、各学校等の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努める機能。

※5 LD等専門員

発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒及びその指導に携わる教職員、保護者等を対象に相談活動を行う教職員あるいは指導主事。14 名を県内各地区に配置（令和 4 年度現在）し、巡回相談及び依頼相談を実施している。

※6 『エール』鳥取県発達障がい者支援センター

発達障がいのある方やその家族の育児、就学、就労、地域生活等に関する相談・支援を行う機関。

2 小学校、中学校、義務教育学校における特別支援教育の充実

(1) 児童生徒一人一人の学びを保障するための校内支援体制の充実

【現状と課題】

○本県の小学校、中学校、義務教育学校（以下「小・中・義務教育学校」という。）における校内委員会※7 の開催率は100%で、定期的な開催だけではなく、必要に応じて開催している学校も多く、校内支援体制は整備されています。しかし、特別支援教育を更に充実させるためには校内支援体制の機能を強化していく必要があります。＜資料2＞

①特別支援教育主任※8 は校内の支援体制の整備とともに、外部の関係機関との連絡調整及び保護者に対する相談の窓口の役割等を担う中心的存在です。しかし、小学校、義務教育学校前期課程（以下「小学校」という。）では約9割、中学校、義務教育学校後期課程（以下「中学校」という。）では約6割の学校で、特別支援教育主任が担任を兼務しており、業務負担が懸念されています。＜資料3＞

②就学時に決定した学校や学びの場は固定したものではなく、それぞれの子どもの発達程度、適応の状況等を勘案しながら、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について検討できる校内支援体制の機能強化が必要です。

③管理職をはじめとする全ての教職員が特別支援教育の目的や意義等を正しく理解し、特別な支援を必要とする児童生徒の指導・支援について一定の知識、技能等を身に付けておく必要があります。

【施策の方向性】

○児童生徒一人一人の学びを保障するための校内支援体制づくりを、市町村（学校組合）教育委員会と連携して推進します。

【具体的な取組】

①②③特別支援教育主任の役割や関係機関との連携に関するノウハウを掲載したリーフレットの作成とリーフレットを活用した研修の実施等による、特別支援教育主任への支援体制の構築【新規】【再掲Ⅲ-2-(3)】

①② LD等専門員、通級指導教室※9 担当者、特別支援学校特別支援教育コーディネーター※10 等の校内委員会への参加促進

② 保護者に対する学校窓口の明確化及び特別支援教育主任の役割の周知

※7 校内委員会

学校等が、支援を必要とする幼児児童生徒に対して適切な支援ができるように、その手段や方法を組織的・計画的に検討する組織のこと。

※8 特別支援教育主任

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連携調整の役割を担う者として、学校内で位置付けられた教職員のこと。

※9 通級指導教室

通常の学級に在籍している児童生徒が、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障がいに応じた特別の指導を受ける特別な場

※10 特別支援学校特別支援教育コーディネーター

特別支援学校において、保護者や関係機関に対する窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担う者。特別支援学校のセンター的機能の中心となって相談活動等を行う。

(2) 特別支援学級における指導・支援の充実

【現状と課題】

- 小・中・義務教育学校において、特別支援学級に在籍する児童生徒数は年々増加しています。
- ①特に自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒数は急増しており、一つの学級に複数の学年の児童生徒が在籍するとともに、個々の学力差が大きかったり、障がいのある児童生徒の実態が多様だったりしています。また、障がいの程度が比較的軽度である児童生徒においても地域の小・中・義務教育学校に就学する事例が増えつつあることから、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実が必要です。＜資料4、資料5、資料6、資料7＞
- ②特別支援学級担任の経験が3年以下の者が特別支援学級担任全体の半数以上と非常に多い状況です。特別支援学級担任は、実際に指導に当たる上で特別な教育課程の編成方法や個別の教育支援計画、個別の指導計画※11の作成方法、自立活動の指導力、保護者支援の方法等の専門的な知識、技術等の習得が必要であり、専門性の向上が課題となっています。【再掲Ⅲ-2-(3)】＜資料8＞
- ③個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成率はほぼ100%です。今後さらに個別の教育支援計画、個別の指導計画を活用し、将来の社会生活を見据えて付けたい力や児童生徒一人一人の指導目標、指導内容等を明確にしたきめ細かい指導・支援が必要です。＜資料9、資料10＞

【施策の方向性】

- 市町村（学校組合）教育委員会と連携し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に向け、特別支援学級担任の専門性の向上を促進します。

【具体的な取組】

- ①②③特別支援学級担任の基礎的、実践的な研修の実施【再掲Ⅲ-2-(3)】
- ①②③エキスパート教員※12による公開授業のオンデマンド視聴及び各種研修でのエキスパート教員の活用による授業力の向上【再掲Ⅲ-2-(2)】【再掲Ⅲ-2-(3)】
- ①②③小・中・義務教育学校における特別支援教育に係るエキスパート教員の養成【再掲Ⅲ-2-(3)】
- ①②③特別支援学校のセンター的機能を活用した研修の充実とアウトリーチ支援※13の促進【再掲Ⅲ-2-(3)】
- ①②③特別支援教育のガイドラインとなる「特別支援教育の手引」（鳥取県教育委員会 R4.3 改訂）を使用した研修の実施及び活用の促進【再掲Ⅲ-2-(3)】
- ① 特別支援学級における編制基準及び設置基準等について研究

※11 個別の指導計画

障がいのある児童生徒一人一人についての障がいの状態等に応じたきめ細かい指導が行われるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・指導方法等を盛り込んだ計画。

※12 エキスパート教員

本県教職員の指導力向上を図る目的で認定された、優れた教育実践を行う教職員。

※13 アウトリーチ支援

積極的に地域の学校等へ出向いて行う教育相談等の支援。

(3) 通常の学級における指導・支援の充実及び通級による指導の充実

【現状と課題】

- 発達障がいと診断された児童生徒は増加傾向であり、そのうち小学校では47.7%の児童、中学校では56.2%の生徒が通常の学級で学んでいます。LD等専門員を配置し、発達障がいのある又は可能性のある児童生徒についての相談活動を行ったり、通級による指導※14を実施したりしています。【再掲Ⅲ-1】<資料11、資料12>
- ①通常の学級においても、発達障がいをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒に対して、学級担任や教科担当者等が障がいの捉え方や個別の教育支援計画、個別の指導計画等の特別支援教育に関する基礎的な知識を身に付けるとともに、個々の学習上又は生活上の困難を捉え、指導の工夫や必要な支援を行うことが必要です。【再掲Ⅲ-1】
- ②通級指導教室在籍者数も過去5年間で約1.5倍に増加しており、希望してもすでに定員に達して入級できなかつたり、保護者の送迎が困難なため利用できなかつたりする等の課題があるため、通級指導教室の拡充及び担当者の人材育成が必要です。<資料13>
- ③通級指導教室と通常の学級における一貫した指導が求められており、より一層の連携が必要です。

【施策の方向性】

○市町村（学校組合）教育委員会と連携し、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するための支援体制の充実を図ります。

【具体的な取組】

- ①全ての教職員が特別支援教育に関する基礎的な知識を得ることができるオンデマンドによる研修の実施（「必要な情報を、必要な時に学ぶことができる」体制の構築（研修動画・授業動画・学習支援コンテンツ等の活用・充実））【新規】【再掲Ⅰ-1】【再掲Ⅰ-3-(2)】【再掲Ⅲ-1】
- ①全ての児童生徒にとって分かりやすいユニバーサルデザインの授業づくりを推進するための、教室環境整備、授業づくりの工夫、配慮等を掲載したリーフレットの作成【新規】【再掲Ⅲ-1】
- ①発達障がいの特性理解や基本的な支援方法等、発達障がいに対する正しい理解と適切な対応に関する研修の実施【再掲Ⅰ-3-(2)】【再掲Ⅲ-1】
- ①特別支援教育のガイドラインとなる「特別支援教育の手引」（鳥取県教育委員会 R4.3 改訂）の活用の促進【再掲Ⅲ-1】
- ①LD等専門員による支援体制の強化（好事例の収集と周知）
- ②通級指導教室の拡充【拡充】及び市町村の実情に即した通級指導教室の体制整備
- ②通級指導教室担当者となる人材の育成に向けた大学等における研修の充実及び小・中・義務教育学校と特別支援学校の人事交流の促進
- ③校内全体で通級による指導を受けた児童生徒の指導・支援についての検討や情報共有が行われるよう校内体制を強化（特別支援教育主任の育成を図り、各学校における校内体制を強化）

※14 通級による指導

大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態。

3 高等学校における特別支援教育の充実

(1) 生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実と教育環境の整備

【現状と課題】

- ① 県立高等学校において、令和3年度の発達障がいと診断された生徒数は平成26年度の約2.5倍に大きく増加するとともに、全ての高等学校に在籍しています。また、中学校の特別支援学級に在籍していた生徒の約6割が高等学校へ進学しており、障がいのある生徒の教育的ニーズに応じた取組が必要です。【再掲Ⅲ-1】 <資料11、資料14>
- ② 平成30年度以降、県立高等学校において通級による指導を開始し、令和4年度は5校において自校通級を行っています。今後、他校通級や巡回による指導等、実施形態の検討が必要です。
- ③ 特別な支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた柔軟な指導を行うため、生徒や学校、地域の実態及び学科の特性を踏まえた教育課程の編成・運用が必要です。
- ④ 令和4年度現在、特別な支援を必要とする生徒の教育的ニーズに応じた支援を行うため、県立高等学校においては特別支援教育支援員※15を23名配置していますが、必要な支援体制を確保していくことが重要です。

【施策の方向性】

○障がいのある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の提供と教育環境を整備します。

【具体的な取組】

- ①② 通級指導教室の自校通級以外の実施形態の検討
- ①③ 多様な生徒の一般的な教養を高め、専門的な知識・技能を習得し進路実現するため、生徒、学校、地域の実態及び学科の特性を踏まえた教育課程の編成・運用
- ①④ 特別支援教育支援員による支援体制の確保

※15 特別支援教育支援員

高等学校において発達障がいを含む様々な障がいのある生徒に対し、日常生活上の介助(食事・更衣・教室の移動補助等)、発達障がい等の生徒に対する学習支援、健康・安全確保、周囲の生徒への障がい理解促進等を行う人材

(2) 教職員の専門性の確保及びサポート体制の充実

【現状と課題】

- ①高等学校の全ての教職員が発達障がいをはじめとする特別な支援を必要とする生徒に対して、障がいの捉え方等の特別支援教育に関する基礎的な知識を身に付けるとともに、個々の学習上又は生活上の困難を捉え、指導の工夫や必要な支援を行うことが必要です。
- ②高等学校における通級による指導についての理解と啓発及び各学校における特別支援教育の充実を図るため、高等学校特別支援教育コーディネーター※16、通級指導教室担当者を対象とした研修会を毎年実施していますが、高等学校における特別支援教育のニーズがより一層高まっていることから、専門性をさらに向上させていく必要があります。
- ③現在、LD等専門員や特別支援学校のセンター的機能の活用は学校によって差が見られます。特別支援教育推進体制の充実を図るため、LD等専門員や特別支援学校のセンター的機能を有効活用する等、高等学校への支援体制の充実が必要です。〈資料15、資料16〉

【施策の方向性】

- 高等学校における特別支援教育に関する優れた資質・能力を有する教職員の育成とともに、高等学校全体の特別支援教育の推進を図ります。

【具体的な取組】

- ①全ての教職員が特別支援教育に関する基礎的な知識を得ることができるオンデマンドによる研修の実施（「必要な情報を、必要な時に学ぶことができる」体制の構築（研修動画・授業動画・学習支援コンテンツ等の活用・充実）【新規】【再掲Ⅰ-1】【再掲Ⅰ-2-(3)】【再掲Ⅲ-1】
- ①発達障がいの特性理解や基本的な支援方法等、発達障がいに対する正しい理解と適切な対応に関する研修の充実【再掲Ⅰ-2-(3)】【再掲Ⅲ-1】
- ①各学校の様々な課題について協議する校内研修を、LD等専門員、特別支援学校のセンター的機能及び『エール』鳥取県発達障がい者支援センター等と連携して実施
- ①高等学校特別支援教育コーディネーター・通級指導教室担当者を中心とした特別支援教育の視点を生かした授業づくりの推進
- ②高等学校特別支援教育コーディネーター・通級指導教室担当者となる教職員に対する大学等への研修派遣等、人材育成や専門性向上に向けた研修の充実
- ③LD等専門員、特別支援学校のセンター的機能及び『エール』鳥取県発達障がい者支援センターによる相談活動の充実と活用のための周知

※16 高等学校特別支援教育コーディネーター

通級による指導を実施する高等学校に配置されており、保護者や関係機関に対する窓口として、また、学校内外の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担う者。

(3) 一貫した支援体制の構築を目指した、関係機関等とのネットワーク整備

【現状と課題】

- ①全ての県立高等学校において、本人及び保護者の了解を得た上で、中学校等から進学先の高等学校へ必要な情報を引き継ぐ取組（県教育委員会から各市町村（学校組合）教育委員会を通じ、各中学校へ引継ぎ日程等を送付）を行っています。中学校等から引き継がれた個別の教育支援計画等を生徒の支援に活かしていこうとする教職員の意識の向上や自校における個別の教育支援計画の作成・活用スキルの向上等を図っていくことが重要です。
- ②障がいのある生徒一人一人の状況に応じた必要かつ適切な合理的配慮を提供するシステムが構築されている学校もありますが、生徒の障がいの状態等に応じて提供する合理的配慮の決定や変更・調整のノウハウが積み上げられておらず、苦慮しているケースもあります。本人及び保護者と合意形成を図りながら、合理的配慮について決定する仕組みをつくる等、関係者が一層連携していくことが必要です。
- ③高等学校在学中から将来の自立と社会参加に向け一貫した支援の充実を図ることが重要です。医療、福祉、労働等の関係機関との連携をさらに充実させていくことが必要です。

【施策の方向性】

○卒業後の自立に向け、入学後から卒業後までの一貫した支援が行われるよう、中学校及び関係機関との連携を促進します。

【具体的な取組】

- ①② 中学校からの合理的配慮を含む支援の確実な引継ぎ及び継続した情報交換の場の設定のための中学校、高等学校間の連携促進
- ①② LD等専門員、特別支援学校のセンター的機能及び『エール』鳥取県発達障がい者支援センターによる個別の教育支援計画の効果的な活用に向けた研修の実施【新規】
- ①② 自校における個別の教育支援計画の作成・活用スキル向上のための研修の実施
- ② LD等専門員、特別支援学校のセンター的機能及び『エール』鳥取県発達障がい者支援センターとの連携強化による生徒一人一人の障がいの状態等に応じた合理的配慮の提供の推進
- ③ 適切な進路実現を図るため、障がい特性等に関する自己理解の学習の充実、インターンシップの継続的な実施及び障害者就業・生活支援センター※17等の関係機関との早期からの連携促進
- ③ 高等学校、特別支援学校、福祉、労働等の関係機関による情報交換の機会の確保
- ③ 在学中の関係機関との支援会議及び卒業後の進路先との移行支援会議等、関係機関との連携促進及び支援内容の進路先への引継ぎの推進

※17 障害者就業・生活支援センター

障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携のもと、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障がい者の雇用の促進及び安定を図ること

を目的として、全国に設置している機関。

Ⅱ 社会や幼児児童生徒の実態の変化に応じた 今後の特別支援学校における教育の充実

1 特別支援学校における教育の充実

(1) 幼児児童生徒一人一人の教育の充実を目指した教育環境の整備

【現状と課題】

- ①近年、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の障がいは重度・重複化※18 傾向が進んでいます。在籍者が減少し集団活動等の機会の確保が難しい学校、在籍者が多く学習環境等の整備に苦慮している学校等、各学校の個別の課題に応じた教育環境の整備を検討していく必要があります。＜資料17、資料18＞
- ②幼児期から障がいに対応した専門性の高い教育を提供する必要があるが、視覚障がいのある幼児期の子どもの教育の場がない、圏域によっては対応する障がい部門（視覚、聴覚、病弱）の特別支援学校がない等の課題があります。＜資料19＞
- ③「鳥取県教育委員会所管施設長寿命化計画(個別施設計画)」(令和3年3月策定)や「鳥取県立特別支援学校の教室不足の解消に向けた集中取組計画」(令和4年3月策定)を策定し、持続可能な施設整備及び維持管理の実現に向けて取り組んでいます。今後の施設設備等は、重複障がい学級の増加等に対応した教室確保、施設設備の老朽化、放課後等デイサービス※19 等の福祉サービス利用増加による駐車場不足、遠隔地在住、医療的ケア児※20 等の通学困難な児童生徒等に対する通学支援体制を含む支援体制等、各学校の課題に対応した効率的かつ充実した特別支援学校の施設整備の方向性を早急に検討する必要があります。

【施策の方向性】

○施設設備の老朽化や教室の狭隘化等の各学校における課題を解決するため、鳥取県全体の施設整備について、児童生徒等数の見込みや地域の特性等を考慮し、中長期的な視点で検討していきます。

【具体的な取組】

- ①②③今後の特別支援学校の施設整備について、特別支援学校施設整備検討委員会を設置し、国の動向や他県の状況も参考にしながら、中長期的な整備計画を策定【新規】
- ①②③児童生徒等ができるだけ居住圏域で教育を受けることができるよう、全ての障がい種を対象とした総合支援型の学校設置や分校及び分教室の設置等を検討【新規】
- ①②③一人一人の教育的ニーズに基づいた教育を提供できるよう多様な通学支援体制の確保及び訪問教育の充実、分教室等設置に向けて検討【新規】

※18 重度・重複化

障がいの状態が極めて重度であったり、二つ以上の障がいを併せ有する者が在籍したりする等の状況。

※19 放課後等デイサービス

児童生徒が授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行う、障がい児通所支援の一つ。

※20 医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

(2) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等に対する教育及び支援体制の充実

【現状と課題】

- 医療技術の進歩に伴い、人工呼吸器の管理やたんの吸引等の医療的ケア※21が必要な児童生徒等は今後も一定数以上在籍することが想定されます。＜資料20＞
- ①学校における医療的ケアを安全に実施するため、これまで常勤の医療的ケア看護職員（以下「看護師」という。）の配置や、看護師及び教職員への医療的ケアに関する研修を実施してきました。今後、高度な医療的ケアが求められる中で、より安全性を確保するため、学校の実態に応じた看護師の適切な配置を進めることが重要であり、保護者及び教職員と看護師等が十分な連携・協力を図りながら、医療的ケアの必要な児童生徒等に対する教育を充実させることが必要です。
- ②高度な医療的ケアが必要な児童生徒等が増えることが想定される中、訪問教育の充実等、医療的ケア児の支援体制について検討していく必要があります。

【施策の方向性】

- 医療的ケアの必要な児童生徒等が安心して教育を受けることができる支援体制の充実と医療的ケアに係る学校間のネットワークを強化します。

【具体的な取組】

- ①②「鳥取県特別支援教育推進委員会公立学校医療的ケア体制整備検討分科会」における、看護師の組織体制整備及び医療的ケア児の学習環境等の支援体制構築
- ① 看護師及び教職員の医療的ケアに関する専門性を向上させるための研修の充実
- ① 管理職のリーダーシップのもと、医療的ケアに係る調整役を定め、その者を中心とした教職員、看護師及び保護者の連携強化による支援体制の充実
- ① 医療的ケアに係る学校間ネットワーク構築のための「看護師連携会議」等の開催

※21 医療的ケア

一般的に学校や在宅等で行われている痰の吸引、経管栄養、自己導尿、気管切開部の衛生管理等の医行為

(3) 卒業後の自立と社会参加に向けたふるさとキャリア教育の充実

【現状と課題】

- 本県では、校種ごとに実施してきた「ふるさと教育」※22と「キャリア教育」※23を令和元年度から体系化し、全ての公立学校が一貫した「ふるさとキャリア教育」※24を構築しています。また、社会的・職業的に自立し、自分らしい生き方を実現するために、地域企業や団体等と連携しながら、発達段階を通じた体系的な「ふるさとキャリア教育」を推進する必要があります。
- ①特別支援学校においてふるさとキャリア教育を進めるためには、「児童生徒等が地域で学ぶ」機会と「地域の人々が学校を訪れる」機会を増やすという観点で、近隣の地域や学校・関係機関・企業等との連携を進め、教育内容を検討・改善していくことが重要です。
- ②特別支援学校においては、令和元年度から、コミュニティ・スクール※25（学校運営協議会制度）を導入し、地域住民や関係機関による地域学校協働活動に取り組んでいますが、より一層地域との連携及び協働が必要です。
- ③特別支援学校における過去5年間の一般企業就労率は平均40%で、全国的にも高い水準にあります。卒業1年後の職場定着率は平均92%です。一方で仕事内容の不適合、対人関係のトラブル等により、離職となった事例もあります。＜資料21、資料22＞
- ④就労継続支援事業所※26等の福祉的就労や、生活介護※27等の福祉サービスを利用する生徒一人一人のニーズに応じた進路先の確保や、QOL(生活の質)※28の向上のため、関係機関との連携及び計画的な移行支援が必要です。【再掲Ⅲ-3-(3)】
- ⑤特別支援学校においては、障がいの特性及び程度に応じた文化芸術活動（神楽、書道パフォーマンス※29等）やスポーツ（ボッチャ※30、フロアバレー※31等）に取り組んでいます。地域における共生社会のより一層の実現を目指し、在学中のみならず、卒業後の生涯学習や余暇活動を充実させる必要があります。【再掲Ⅳ-1】

【施策の方向性】

- 全ての児童生徒等が、自己理解を深め、自らの能力を最大限に発揮し、社会の中で主体的に自立した生活を送っていく力を身に付けるため、ふるさとキャリア教育を一層推進します。
- 生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域の関係機関等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるための取組を推進します。

【具体的な取組】

- ①② コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るため、運営の体制づくりや学校・家庭・地域の協働による学校運営の具体的方策についての取組の充実を深め、主体的に将来を考え意思決定できる進路指導の充実
- ③ 企業を対象とした「学校見学会」、「鳥取県特別支援学校技能検定」、「就労促進セミナー」による就労促進及び生徒の働く力・働く意欲等の向上に向けた取組の推進
- ③ 県が配置する就労・定着支援員※32を中心に、鳥取障害者職業センター※33、障がい者就業・生活支援センター及び障がい者職場定着推進センター※34等との細やかな連携による

就労後のフォローアップの充実【再掲Ⅲ-2-(3)】

- ③④ ICTの活用によるテレワーク※35 や在宅勤務等、多様な就労形態への対応や新たな職域の開拓
- ③④ 卒業後を見据えた労働、福祉、医療等との関係機関との連携及び計画的な移行支援のさらなる充実
- ④ 「福祉セミナー」による福祉サービスを提供している事業所と福祉サービスを利用する人の連携及び互いの理解と啓発
- ⑤ 在学中における障がいの特性及び程度に応じた文化芸術活動及びスポーツ活動のさらなる充実【再掲Ⅳ-1】
- ⑤ 文化芸術活動を通じた地域との交流の促進、作品等の発表の機会の確保及び地域でスポーツを行う機会の確保、スポーツ大会等への参加促進【再掲Ⅳ-1】

※22 ふるさと教育

幼児児童生徒が郷土の自然や人間、社会、文化、産業等と触れ合う機会を充実させ、そこで得た感動体験を重視することによって、ふるさとのよさの発見、ふるさとへの愛着心の醸成、ふるさとに生きる意欲の喚起を目指す教育。

※23 キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育。

※24 ふるさとキャリア教育

子どもたちが自立し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたりふるさと鳥取に誇りと愛着をもち、将来の鳥取県を担う人材を育成していくための教育。

※25 コミュニティ・スクール

保護者や地域住民の声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となってより良い学校を作り上げていくことを目指す「学校運営協議会制度」を取り入れている学校。

※26 就労継続支援事業所

企業などで働くことが困難な場合に、障がいや体調に合わせて自分のペースで働く準備をしたり、訓練や仕事をしたりすることができる福祉サービス。

※27 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する福祉サービス。

※28 QOL(生活の質)

Quality of Life の略称。生きる上での満足度をあらわす指標のひとつ。医療・教育などさまざまな分野で活用されている。

※29 書道パフォーマンス

音楽などに合わせて、体全体を使って大きな半紙に大きな筆で文字を書くパフォーマンス。2008年に愛媛県立三島高等学校書道部が音楽に合わせて歌詞を「書のデモンストレーション」として披露したのが始まり。

※30 ボッチャ

イタリア語で「ボール」を意味し、重度脳性まひ者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたヨーロッ

パラスポーツ。パラリンピックの正式種目。

※31 フロアバレー

全盲や弱視の視覚障がいがある人と視覚障がいがない人が一緒にプレイできるように考案されている球技。

※32 就労・定着支援員

特別支援学校に6名配置され、在校生や卒業生の就労支援及び定着支援を行う者。

※33 鳥取障害者職業センター

障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障がいのある方、障がい者雇用を検討している或いは雇用している事業主の方、障がいのある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供する機関。

※34 障がい者職場定着推進センター

障がい者が職場に適應できるよう、職場を訪問し、直接的な支援を行う機関。

※35 テレワーク

ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

(4) 児童生徒等一人一人の障がいの状態や発達段階に応じたICT活用の充実

【現状と課題】

- ① 特別支援学校では、点字キーボード、拡大読書器、入出力支援装置※36、分身ロボットOriHime※37などの活用等、障がい特性や状況に応じたICT機器の活用に取り組んでいますが、今後もより一層、個々の障がいの状態に応じた個別最適化した学びに向けてICTの効果的な活用を進めていく必要があります。
- ② ICT機器の活用において、指導に係る教職員の高いスキルが求められることから、日頃より教職員が様々なICT機器についての専門性を高めることが喫緊の課題です。
- ③ インターネットやスマートフォン、ソーシャルネットワークサービス(SNS)※38等の普及に伴い、児童生徒等が有害情報にさらされ、トラブルに巻き込まれるケースが増えており、障がいのある児童生徒等については個々の実態や障がい特性に応じた丁寧で具体的な指導により、適切に情報を取り扱う力を育成する情報モラルに関する教育の充実が必要です。

【施策の方向性】

- 障がいのある児童生徒等一人一人がICTを効果的に活用し、個々が有する力を最大限に引き出すことができるよう、特性に応じた個別最適な教育活動を一層充実させるとともに、教職員のICTを活用した指導力向上に取り組めます。
- 児童生徒等が情報化社会の中で生きる力の育成を目指すとともに、トラブルに巻き込まれないための情報モラル学習の実践を推進していきます。

【具体的な取組】

- ① 児童生徒等の個別最適化された学びの実現のため、「1人1台端末環境」でのデジタル教科書をはじめとするデジタルコンテンツの活用促進【再掲Ⅲ-2-(2)】
- ① 各特別支援学校における、児童生徒等一人一人の障がいの状態や発達段階に応じたICTの効果的な活用についての実践及びICT活用事例の蓄積【新規】【再掲Ⅲ-2-(2)】
- ② 外部講師による指導助言と実践を通じたICT活用推進指導者の育成
- ①② ICT支援員の派遣による、児童生徒等へのICT活用の支援及び教職員のICT活用に関する専門性向上
- ①② 他県の特別支援学校とのICT機器等を活用した遠隔学習※39の実践
- ② 業務の効率化と個に応じた指導や支援の充実に向けた統合型校務支援システムの導入【新規】
- ③ 児童生徒等が情報化社会の中で生きる力の育成及びトラブルに巻き込まれないための情報モラル学習の構築を目指した、小学部段階から高等部卒業段階までの系統的な指導の充実

※36 入出力支援装置

キーボード入力やタッチ入力の代わりに使える様々なスイッチ、スイッチとICT端末をつなぐスイッチコネクタのこと。

※37 分身ロボットOriHime

株式会社オリィ研究所が開発した小型ロボット。カメラ・マイク・スピーカーが搭載されており、インターネットを通して操作が可能。

※38 ソーシャルネットワークサービス（SNS）

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。

※39 遠隔学習

対面の授業形式ではなく通信機器を使って行う学習。

2 特別支援学校のセンター的機能による小・中学校等へのサポート体制の充実

【現状と課題】

- ①特別支援学校ではこれまで蓄積してきた障がいのある児童生徒等の教育に関する知見を生かし、幼稚園、認定こども園、保育所等、小・中・義務教育学校、高等学校（以下「小・中学校等」という。）や保護者に対し、特別な支援を必要とする児童生徒等の教育についての助言又は援助を行う担当分掌（支援部等）及び担当教員（特別支援教育コーディネーター等）を置いています。
- ②特別支援学校の特別支援教育コーディネーターは、地域の学校等からの依頼に基づく相談対応や支援会議への参加、関係機関との連絡調整等、多岐にわたる業務を行っていることから、豊富な経験と幅広い専門性が必要です。
- ③障がいの程度が比較的重度である児童生徒等が地域の小・中・義務教育学校に就学する事例が増えつつあることから、特別支援学校の教職員が、障がいのある児童生徒等の困難さを理解し、個に応じた様々な手立てを検討し、助言又は援助に当たっていく専門性を高めることが重要です。

【施策の方向性】

○地域の学校等で学ぶ児童生徒等の障がいの多様化に対応するため、特別支援学校教職員の専門性を高め、特別支援学校と地域の学校等との連携を強化し、地域におけるセンター的機能のさらなる充実を図ります。

【具体的な取組】

- ①②③特別支援教育コーディネーター及びエキスパート教員等による、小・中学校等への障がい種別の専門性を生かした支援及び発達障がいのある児童生徒等への支援の充実
- ①②③特別支援教育コーディネーター等による、小・中学校等へのアウトリーチ支援の促進
- ② 特別支援教育コーディネーターの養成等、教職員の専門性向上のため、大学への長期研修派遣等、人材育成に向けた研修の実施【再掲Ⅲ-2-(2)】

Ⅲ 特別支援教育に関する教職員の専門性向上と福祉・医療等の連携充実

1 全ての教職員における特別支援教育に関する指導力の向上

【現状と課題】

- ①発達障がいと診断された児童生徒は増加傾向であり、そのうち小学校では47.7%の児童、中学校では56.2%の生徒が通常の学級で学んでいます。LD等専門員を配置し、発達障がいのある又は可能性のある児童生徒についての相談活動を行ったり、通級による指導を実施したりしています。【再掲 I-2-(3)】
- ②通常の学級においても、発達障がいをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒に対して、学級担任や教科担当者等が障がいの捉え方や個別の教育支援計画、個別の指導計画等の特別支援教育に関する基礎的な知識を身に付けるとともに、個々の学習上又は生活上の困難を捉え、指導の工夫や必要な支援を行うことが必要です。【再掲 I-2-(3)】
- ③県立高等学校において、令和3年度の発達障がいと診断された生徒数は平成26年度の約2.5倍に大きく増加するとともに、発達障がいのある生徒は全ての高等学校に在籍しています。また、中学校の特別支援学級に在籍していた生徒の約6割が高等学校へ進学しており、障がいのある生徒の教育的ニーズに応じた取組が必要です。【再掲 I-3-(1)】
- ④近年、発達障がいのある児童生徒等の中で、成長とともに心身症や精神疾患等の症状が顕在化するケースが増えてきているため、発達障がいに関する知識や対応スキルの向上が必要です。

【施策の方向性】

○市町村（学校組合）教育委員会と連携し、全ての教職員が共生社会※40の形成に向けたインクルーシブ教育システム※41の理念や合理的配慮について正しく理解するとともに、障がいの特性や基本的な知識・技能及び支援方法等、特別支援教育に関する指導力を高めるための取組を推進します。

【具体的な取組】

- ①②③④全ての教職員が特別支援教育に関する基礎的な知識を得ることができるオンデマンドによる研修の実施（「必要な情報を、必要な時に学ぶことができる」体制の構築（研修動画・授業動画・学習支援コンテンツ等の活用・充実））【新規】【再掲 I-1】【再掲 I-2-(3)】、【再掲 I-3-(2)】
- ①②③④全ての児童生徒にとって分かりやすいユニバーサルデザインの授業づくりを推進するための、教室環境整備、授業づくりの工夫、配慮等を掲載したリーフレットの作成【新規】【再掲 I-2-(3)】
- ①②③④特別支援教育のガイドラインとなる「特別支援教育の手引」（鳥取県教育委員会 R4.3改訂）を使用した研修や活用の推進【再掲 I-2-(3)】
- ①②③④発達障がいの特性理解や基本的な支援方法等、発達障がいに対する正しい理解と適切な対応に関する研修の充実【再掲 I-2-(3)、I-3-(2)】

※40 共生社会

障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。

※41 インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重の強化、障がい者が精神及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的のもと、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされる。

2 特別支援学校・特別支援学級等における専門性の向上

(1) 特別支援学校教諭免許状保有率の向上

【現状と課題】

- ①令和3年度5月現在で特別支援学校における特別支援学校教諭免許状※42の保有率は92.4%と向上しています。(平成26年度：約70%) <資料23>
- ②令和3年度特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の保有率は36.3%です。本県で開催する鳥取県教育職員免許法認定講習※43の受講者数は増えているものの、特別支援学級数の増加、特別支援学級担任が短期的に替わることにより、特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有率は向上していません。今後も特別支援学校教諭免許状の未保有者が速やかに免許状を取得できるよう、単位取得の機会等の充実に引き続き努める必要があります。 <資料23>

【施策の方向性】

- 特別支援学校教育職員免許状取得に関する講座の充実や放送大学受講助成を行い、免許保有率と特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

【具体的な取組】

- ①②鳥取県教育職員免許法認定講習(2年間で特別支援学校教諭免許状2種の取得を可能とする、年間5講座の講習)の実施
- ①②特別支援学校教諭免許状取得に係る放送大学受講に対する助成
- ①②特別支援学校及び小・中学校等の特別支援教育に携わる教職員への免許法認定講習の受講周知及び免許取得の促進

※42 特別支援学校教諭免許状

特別支援学校の教職員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状のほか、特別支援学校教諭免許状を有していなければならない。特別支援学校教諭免許状は、専修免許状、一種免許状、二種免許状に区分されており、特別支援教育領域(視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の5領域)を定めて授与される。

※43 免許法認定講習

一定の教諭免許状を有する現職教員が上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために開設される講習のこと。

(2) 特別支援学校教職員の専門性の向上

【現状と課題】

- ①近年経験豊富な教職員の定年退職等により学校としての専門性が蓄積されにくい状況にあります。
- ②在籍児童生徒等の障がいの重度・重複化が進むとともに、発達障がい等を併せ有する等の多様化に対応するために、一人一人の実態や教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行う専門性を身に付けることが必要です。
- ③特別支援教育コーディネーターは、特別支援学校のセンター的機能を十分に発揮できるよう小・中学校等に在籍する児童生徒等の様々な障がい種に対応した助言や援助等の支援ができる専門性を身に付けることが必要です。
- ④各学校が蓄積してきた専門性をさらに充実・発展させていくために学校全体として高い専門性を担保するための仕組みづくりが必要です。

【施策の方向性】

- 特別支援学校長のリーダーシップのもと、特別支援学校教職員の専門性の確保及び向上を推進します。
- 特別支援学校のセンター的機能の強化による地域の学校等へのサポート体制の充実を図ります。
- 特別支援学校教職員の各教科等における指導力の向上等、教職員としての資質能力の幅を広げるため、小・中学校等と特別支援学校の人事交流を促進します。

【具体的な取組】

- ①②④ 校内におけるミドルリーダーを核とした小グループによる研修やOJT※44の活性化の促進
- ①②④ 作業療法士等の外部専門家から得られた助言を学校全体で共有する体制づくり
- ①②④ 児童生徒等の個別最適化された学びの実現のため、「1人1台端末環境」でのデジタル教科書をはじめとするデジタルコンテンツの活用促進【再掲Ⅱ-1-(4)】
- ①②④ 各特別支援学校における、児童生徒等一人一人の障がいの状態や発達段階に応じたICTの効果的な活用についての実践事業の継続及びICT活用事例の蓄積【新規】【再掲Ⅱ-1-(4)】
- ①②④ エキスパート教員による公開授業のオンデマンド視聴及び各種研修でのエキスパート教員の活用による授業力の向上【再掲Ⅰ-2-(2)】【再掲Ⅲ-2-(3)】
- ①②③④各教科等における指導力の向上等、教師としての資質・能力の幅を広げることを目的とした、小・中学校等と特別支援学校の人事交流の促進
- ③ 特別支援教育コーディネーターの養成等、教職員の専門性向上のため、大学への長期研修派遣等、人材育成に向けた研修の実施【再掲Ⅱ-2】

※44 OJT

「on the job Training」の略。職場で業務に必要な知識や技術を習得させる研修のこと。

(3) 特別支援教育主任及び特別支援学級担任の専門性の向上

【現状と課題】

- ①特別支援教育主任は校内の支援体制の整備とともに、外部の関係機関との連絡調整及び保護者に対する相談の窓口の役割等を担う中心的存在です。さらに、学校全体の教職員の資質・能力の向上に指導的な役割を果たす必要があることから、特別支援教育主任の専門性の向上が必要です。
- ②特別支援学級担任の経験が3年以下の者が特別支援学級担任全体の半数以上と非常に多い状況です。特別支援学級担任は、実際に指導に当たる上で必要な特別な教育課程の編成方法や個別の教育支援計画、個別の指導計画※11の作成方法、自立活動の指導力、保護者支援の方法等の専門性の習得が必要であり、専門性の向上が課題となっています。【再掲Ⅰ-2-(2)】
- ③障がいの程度が重度である児童生徒等においても地域の小・中・義務教育学校に就学する事例が増えつつあることから、特別支援学級担任の専門性が必要とされています。

【施策の方向性】

○市町村（学校組合）教育委員会と連携し、校内支援体制整備や校内外の関係機関との連携等を担う特別支援教育主任のコーディネート力及び特別支援学級担任の児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導力等の専門性の向上を推進していきます。

【具体的な取組】

- ① 特別支援教育主任の役割や関係機関との連携に関するノウハウを掲載したリーフレットの作成とリーフレットを活用した研修の実施等による、特別支援教育主任への支援体制の構築【新規】【再掲Ⅰ-2-(1)】
- ②③ 特別支援学級担任の基礎的、実践的な研修の実施【再掲Ⅰ-2-(2)】
- ①②③エキスパート教員による公開授業のオンデマンド視聴及び各種研修でのエキスパート教員の活用による授業力の向上【再掲Ⅰ-2-(2)】【再掲Ⅲ-2-(2)】
- ①②③小・中・義務教育学校における特別支援教育に係るエキスパート教員の養成【再掲Ⅰ-2-(2)】
- ②③ 特別支援学校のセンター的機能を活用した研修の充実とアウトリーチ支援の推進【再掲Ⅰ-2-(2)】
- ①②③特別支援教育のガイドラインとなる「特別支援教育の手引」（鳥取県教育委員会 R4.3 改訂）を使用した研修及び活用の促進【再掲Ⅰ-2-(2)】
- ①②③特別支援教育に関する専門性を高めるための小・中・義務教育学校と特別支援学校における人事交流

(4) LD等専門員及び通級指導教室担当者の専門性の確保及び向上

【現状と課題】

- ①本県では、平成12年度から発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒及び在籍校の教職員、保護者等への相談活動や理解啓発に当たるとともに、学校へ出かけて特別支援教育の校内支援体制の機能充実に向けて支援を行うLD等専門員を配置しています。令和4年度は14名配置しており、発達障がいに関する専門性の確保及び向上が必要です。
- ②通級指導教室担当者には、通常の教育課程に基づく指導の専門性を基盤として、実際の指導に当たる上で必要な児童生徒のアセスメント等に基づく指導目標の設定、自立活動の指導力、障がい特性等に応じた指導方法及び在籍学級担任や保護者等との連携の方法等に関する専門性の確保及び向上が必要です。

【施策の方向性】

- 市町村（学校組合）教育委員会と連携し、特別支援教育の中核的・指導的役割を果たす教職員の専門性の確保及び向上を推進します。

【具体的な取組】

- ①②大学等への研修派遣による特別支援教育の中核的・指導的役割を果たす教職員の育成及び研修後の適切な人事配置
- ①②LD等専門員、通級指導教室担当者における、自立活動や発達障がい等に関する事項等の専門性の確保及び向上を図るための研修の充実
- ①②担当者間による、課題に応じた指導・支援の方法等を情報共有する機会の充実

(5) 医療的ケア看護職員及び教職員の医療的ケアに関する専門性の向上

【現状と課題】

- ①医療的ケアが必要な児童生徒等の安全・安心な学習を保障する観点から保護者及び教職員と看護師等の医療関係者が十分に連携・協力し、高度化する医療的ケアに対応するための専門性の向上が必要です。
- ②令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」※45が施行され、地域の小・中学校等に在籍する医療的ケア児の増加が想定されることから、市町村（学校組合）教育委員会及び各学校に対し、医療的ケアに関する支援や助言のできる体制を整えていく必要があります。【再掲Ⅲ-3-(2)】

【施策の方向性】

○看護師の学校における医療的ケアに関する知識・技能及び教職員の医療的ケア児への指導力等の専門性が向上するよう、医療的ケアへの対応に向けた医療的ケア実施体制の充実を図ります。

【具体的な取組】

- ①看護師を対象とした医療的ケアに関する研修の充実
- ①教職員を対象とした医療的ケア理解推進のための研修の充実及び姿勢や呼吸の改善を含めた専門性の向上
- ②小・中学校等で必要な医療的ケアが安全かつ円滑に実施できるよう、市町村（学校組合）教育委員会及び学校との連携充実を支援

※45 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とした法律(令和3年9月18日施行)。

3 教育と福祉・医療等の連携の充実

(1) 教育と福祉の連携の充実

【現状と課題】

- ①放課後等デイサービス等の福祉サービスを利用する児童生徒等が増加しています。障がいのある児童生徒等への切れ目ない支援体制の充実を図るためには、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校と放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所※46、相談支援事業所※47等（以下「障害児通所支援事業所等」という。）との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有が必要です。

【施策の方向性】

- 県教育委員会と県福祉部局が連携し、学校と障害児通所支援事業所等の関係機関との連携を推進します。

【具体的な取組】

- ①県教育委員会と県福祉部局による、学校と障害児通所事業所等の関係を構築するための定期的な会議の開催
- ①学校と障害児通所支援事業所等の連携における基本的な内容や留意点をまとめた「本県における教育と福祉の一層の連携等の推進について」（県教育委員会・県福祉保健部 R4.3 通知）の周知と活用の促進

※46 保育所等訪問支援事業所

保護者からの依頼に基づき、療育の専門家が保育所等を訪問し、障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う事業所。

※47 相談支援事業所

障がいのある方が、地域で安心して暮らし続けることができるよう、障がいのある方やその家族に対する総合的な相談支援や連絡調整等を行う事業所。

(2) 教育と医療の連携の充実

【現状と課題】

- ①医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアが必要な児童生徒等の増加が想定されます。また、児童生徒等の安全・安心な学習を保障する観点から、学校、保護者、医療機関等が連携して、支援体制の充実を図ることが必要です。
- ②令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、地域の小・中学校等に在籍する医療的ケア児の増加が想定されることから、市町村（学校組合）教育委員会及び各学校に対し、医療的ケアに関する支援や助言のできる体制を整えていく必要があります。
【再掲Ⅲ-2-(5)】
- ③小・中学校等において心身症や精神疾患等を発症する児童生徒等が増加しているため、医療機関との連携を強化するとともに、病弱教育に関する教職員の専門性の向上を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 医療機関や鳥取県医療的ケア児等支援センター※48等とのネットワークを構築し、多様化する医療的ケアに対応し、安全に実施するための医療的ケア実施体制を整備します。
- 医療機関と連携し、病弱教育に関する教職員の専門性向上及び心身症や精神疾患等のある児童生徒等への教育の充実を図ります。

【具体的な取組】

- ①②医療機関や鳥取県医療的ケア児等支援センター等の関係機関との連携
 - ・看護師の学校における医療的ケアに関する専門的な知識・技能のための研修整備
 - ・看護師の複数配置等、安全・安心で、働きやすい環境整備のための組織体制の構築
 - ・学校医、主治医及び医療的ケア児が通常利用している医療機関等の看護師等との意見交換及び相談体制の構築
 - ・市町村における、医療的ケアに係る基礎的環境整備※49、合理的配慮についての支援体制整備
- ③ 特別支援学校において病弱教育の推進校を指定し、医療機関との連携及び病弱教育に関する教職員の専門性の向上を促進【新規】

※48 鳥取県医療的ケア児等支援センター

令和3年9月18日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、令和4年6月22日に設置された医療的ケア児等の支援の拠点となる支援センターのこと。

※49 基礎的環境整備

合理的配慮の基礎となるものであり、障がいのある子どもに対する支援について、法令に基づき又は財政措置により、例えば、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、それぞれ行う教育環境整備のこと。

(3) 学校卒業後に向けた関係機関との連携の充実

【現状と課題】

- ①平成27年3月11日に鳥取県と鳥取労働局は、「鳥取県雇用対策協定」を締結し、地域経済の活性化とくらしの向上を目指し、障がい者雇用の支援について相互に連携して取り組むこととしました。鳥取県内の各関係機関が連携を組織的に構築し、障がい者雇用に推進しています。
- ②特別支援学校高等部の生徒及び高等学校に在籍する障がいのある生徒の進路先での不適応、離職等につながるようなことがないように、在学中から医療、福祉、労働等の関係機関との連携をさらに充実させていくことが必要です。
- ③就労継続支援事業所等の福祉的就労や、生活介護等の福祉サービスを利用する生徒一人一人のニーズに応じた進路先の確保や、QOL(生活の質)の向上のため、関係機関との連携及び計画的な移行支援が必要です。【再掲Ⅱ-1-(3)】

【施策の方向性】

- 県教育委員会、鳥取労働局、県労働部局等の各関係機関が連携し、障がい者雇用に推進します。
- 学校卒業後の自立に向け、労働、福祉、医療等の関係機関との連携を充実します。

【具体的な取組】

- ①②障がい者雇用に推進するための、県教育委員会、鳥取労働局、県労働部局等の関係機関が連携した定期的な会議の開催及び経済団体への協力要請
- ①②障がいのある生徒の就業機会の拡大や就業に向けた意識の喚起、意欲の向上を目的とした特別支援学校、県教育委員会、鳥取労働局、県労働部局等の関係機関が連携したセミナー及び研修の実施
- ② 県が配置する就労・定着支援員を中心に、鳥取障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター及び障がい者職場定着推進センター等との細やかな連携による就労後のフォローアップの充実【再掲Ⅱ-1-(3)】
- ③ 卒業後を見据えた労働、福祉、医療等との関係機関との連携及び計画的な移行支援のさらなる充実【再掲Ⅱ-1-(3)】

IV 社会に開かれた特別支援教育の推進

1 共生社会の実現に向けた理解啓発の推進

【現状と課題】

- ①本県では、平成21年11月に鳥取県独自の「あいサポート運動」がスタートしました。また、あいサポート運動の取組を更に発展させ、障がい者が地域社会の中で自分らしく安心して生活できる暮らしやすい社会の実現を目指して、「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（通称：あいサポート条例）※50を制定し（平成29年9月1日施行）、共生社会の実現に向けた取組を進めています。
- ②障がいのある児童生徒等と障がいのない児童生徒等が共に学ぶ交流及び共同学習※51を一層推進し、早期からの共生社会の基盤づくりに努めるとともに、各学校における特別支援教育の取組を積極的に発信することで、県民に対して特別支援教育への理解・啓発に取り組む必要があります。
- ③特別支援学校においては、障がいの特性及び程度に応じた文化芸術活動（神楽、書道パフォーマンス等）やスポーツ（ボッチャ、フロアバレー等）に取り組んでいます。地域における共生社会のより一層の実現を目指し、在学中のみならず、卒業後の生涯学習や余暇活動を充実させる必要があります。【再掲Ⅱ-1-(3)】

【施策の方向性】

○共生社会の実現に向けた取組を推進するとともに、障がいのある児童生徒等の様々な活躍や各学校における取組の様子をホームページや報道機関を通じて積極的に発信することで、社会に開かれた特別支援教育の推進に取り組みます。

【具体的な取組】

- ①② 交流及び共同学習の推進校による学校間交流の充実と取組の積極的な啓発
- ①②③障がいのある児童生徒とない児童生徒の文化芸術活動及びスポーツを通じた交流及び共同学習による相互理解の推進
- ①③ 在学中における障がいの特性及び程度に応じた文化芸術活動及びスポーツのさらなる充実
【再掲Ⅱ-1-(3)】
- ①③ 文化芸術活動を通じた地域との交流の促進、作品等の発表の機会の確保及び地域でスポーツを行う機会の確保、スポーツ大会等への参加促進【再掲Ⅱ-1-(3)】
- ①②③障がいのある児童生徒等の様々な活躍や各学校の取組の様子等をホームページや報道機関等を通して積極的に発信

※50 「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（通称：あいサポート条例）

本県がこれまで取り組んできたあいサポート運動、障がい福祉サービスの充実、手話言語の普及等の取組を更に発展させるとともに、新たな課題の解決に向けて取り組むことで、障がい者が、その人格と個性を尊重され、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現を目指す条例。

※51 交流及び共同学習

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が学校教育の一環として活動を共にすること。

2 鳥取県手話言語条例に基づいた学校における手話言語の普及

【現状と課題】

○鳥取県は、全国初の「鳥取県手話言語条例」を平成25年10月に制定し、手話は言語であるという認識に基づき、手話言語の普及を進め、ろう者が手話言語を使いやすい環境をつくとともに、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くための取組を進めています。

①学校では「手話ハンドブック（入門編・活用編）」※52の活用や手話普及支援員※53の派遣などに取り組んでおり、令和3年度における手話言語に関する取組実施率は小学校99.2%、高等学校91.7%、特別支援学校100%と多くの学校において手話に触れる機会が設けられています。一方で、中学校は83.9%と低いことから、手話言語を学ぶ環境を充実させていく必要があります。＜資料24＞

②手話普及支援員の派遣学校数は、全体の学校数の約半分にとどまっています。手話ハンドブック等の教材で学習するだけでなく、手話普及支援員との「生の触れ合い」を通して手話を学ぶことにより、手話言語で話す必要性や伝わる喜びを実感し、ろう者や手話に関する理解を一層深めることができます。全ての子どもが学齢期に手話普及支援員と交流する機会を設定していくことが必要です。＜資料25＞

【施策の方向性】

○学校において、ろう者や手話言語に関する理解を一層深めるため、学校における教育環境整備を推進します。

【具体的な取組】

- ①「手話ハンドブック（入門編・活用編）」、鳥取県版児童用手話検定「手話チャレ」※54をはじめ、地域の学校や児童生徒の実情に即した学習教材の作成・活用を推進
- ②全ての子どもが学齢期に手話普及支援員と交流する機会を確保するため、手話普及支援員を派遣した学習支援を促進

※52 「手話ハンドブック（入門編・活用編）」

鳥取県手話言語条例制定を踏まえ、子どもたちが手話を学ぶ大切さや学びの意欲を高めるために鳥取県教育委員会が作成したハンドブック。

※53 手話普及支援員

ろう者、手話サークル会員、聾学校教職員OB等が手話普及支援員として登録されており、各学校(小・中・高等学校・特別支援学校)からの依頼に基づき、手話学習をサポートしている。(平成26年度～)

※54 鳥取県版児童用手話検定「手話チャレ」

手話ハンドブックをもとに作成された小学生向け手話検定動画。(令和4年6月～)

調査対象：20市町村(学校組合)教育委員会

①教育委員会が実施している保護者への就学相談や教育相談

3歳児健診や5歳児健診等の会場に、相談窓口を設置	市町村役場等に相談窓口を設置	広報等で域内の相談窓口を周知	相談等があれば教育委員会職員が対応	パンフレットやハンドブック等を作成し保護者に配布
20	9	7	20	7

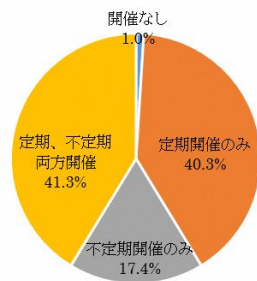
②教育委員会の職員あるいは管内の小学校(義務教育学校)の教職員が関わっている健康診断

	教育委員会職員		小学校教職員	
	参加	情報共有	参加	情報共有
1歳半健康診査	1	3	0	0
3歳児健康診査	2	6	0	2
5歳児健康診査	17	13	3	9

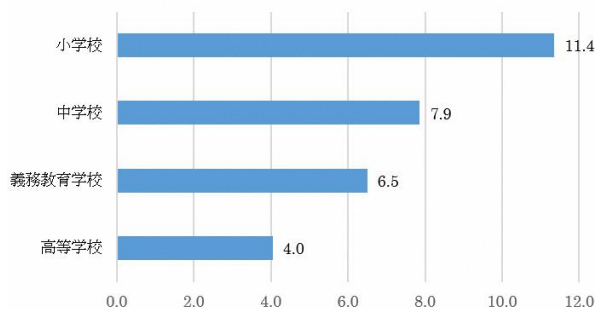
鳥取県版特別支援教育に関する調査 令和3年11月

校内委員会の開催状況について

校内委員会の開催状況（全体）



1校当たりの平均開催回数



	開催なし		定期開催のみ		不定期開催のみ		両方開催		開催率
	学校数	%	学校数	%	学校数	%	学校数	%	
小学校	0	0%	25	21.4%	24	20.5%	68	58.1%	100.0%
中学校	0	0%	36	69.2%	3	5.8%	13	25.0%	100.0%
義務教育学校	0	0%	2	50.0%	0	0%	2	50.0%	100.0%
高等学校	2	7.1%	18	64.3%	8	28.6%	0	0%	92.9%
合計	2	1.0%	81	40.3%	35	17.4%	83	41.3%	99.0%

鳥取県版特別支援教育に関する調査 令和3年11月

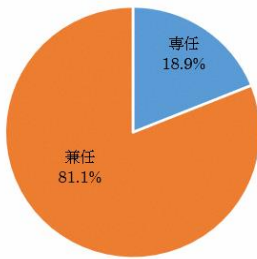
<資料3>

特別支援教育主任について

	専任	兼任	兼任のうち 担任との兼務	兼任のうち 担任との 兼任率	専任率
小学校	7	110	100	85.5%	6.0%
中学校	12	40	30	57.7%	23.1%
義務教育学校	0	4	3	75.0%	0%
高等学校	19	9	1	3.6%	86.4%
合計	38	163	134	66.7%	18.9%

専任、兼任の状況（全体）

※単位は学校数

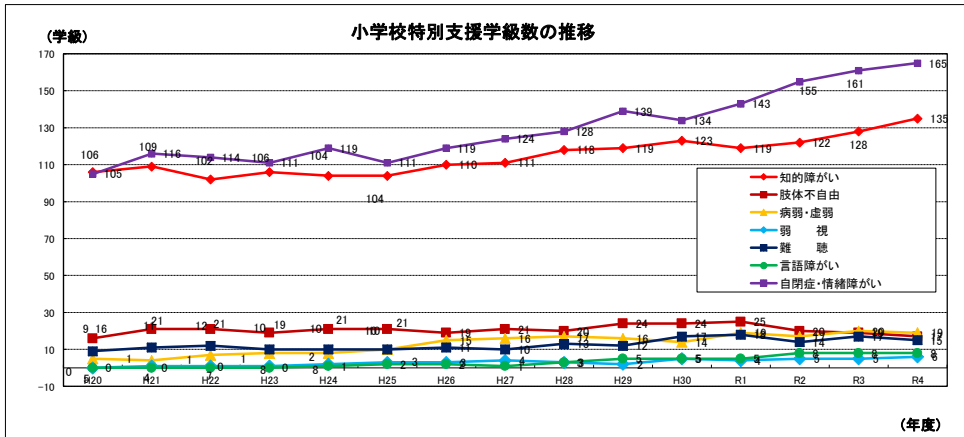


鳥取県版特別支援教育に関する調査 令和3年11月

<資料4>

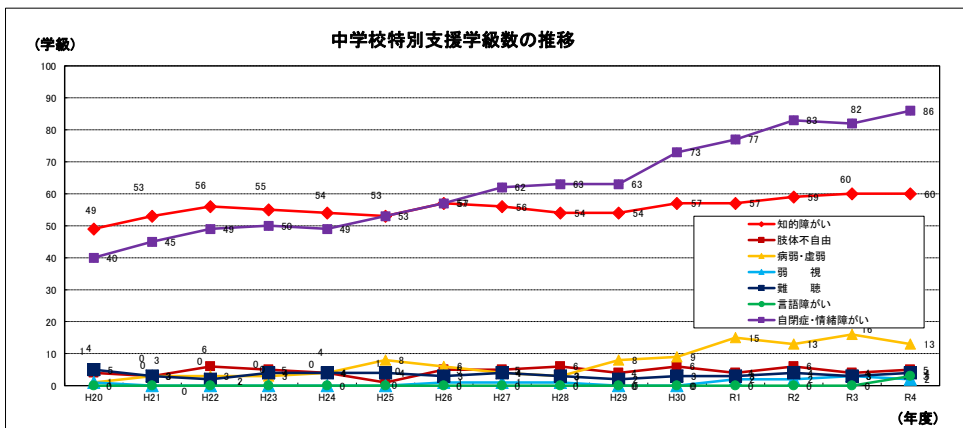
特別支援学級数(小学校、義務教育学校前期課程)の推移

小学校	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
知的障がい	106	109	102	106	104	104	110	111	118	119	123	119	122	128	135
肢体不自由	16	21	21	19	21	21	19	21	20	24	24	25	20	19	17
病弱・虚弱	5	4	7	8	8	10	15	16	17	16	14	19	17	20	19
弱 視	0	1	1	1	2	3	3	4	3	2	5	4	5	5	6
難 聴	9	11	12	10	10	10	11	10	13	12	17	18	14	17	15
言語障がい	0	0	0	0	1	2	2	1	3	5	5	5	8	8	8
自閉症・情緒障がい	105	116	114	111	119	111	119	124	128	139	134	143	155	161	165
合計	241	262	257	255	265	261	279	287	302	317	322	333	341	358	365



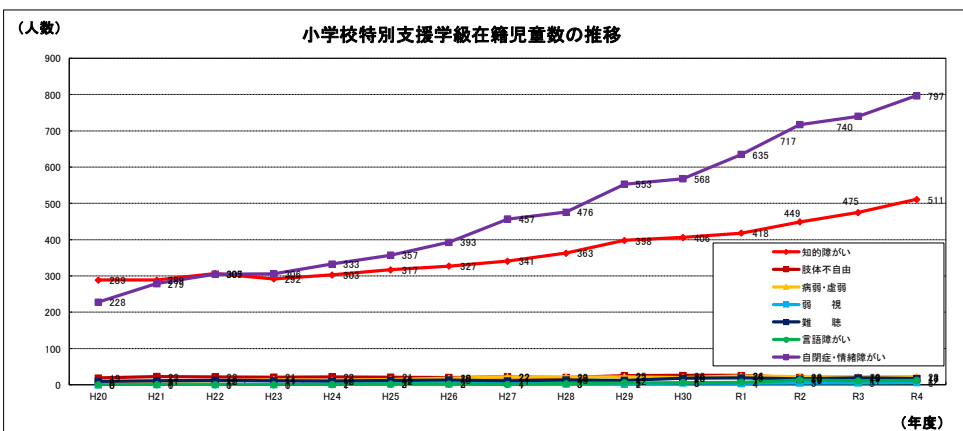
<資料5> 特別支援学級数(中学校、義務教育学校後期課程)の推移

中学校	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
知的障がい	49	53	56	55	54	53	57	56	54	54	57	57	59	60	60
肢体不自由	4	3	6	5	4	1	5	5	6	4	6	4	6	4	5
病弱・虚弱	1	3	3	3	4	8	6	4	3	8	9	15	13	16	13
弱視	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	2	2	3	2
難聴	5	3	2	4	4	4	3	4	3	2	3	3	4	3	4
言語障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
自閉症・情緒障がい	40	45	49	50	49	53	57	62	63	63	73	77	83	82	86
合計	100	107	116	117	115	119	129	132	130	131	148	158	167	168	173



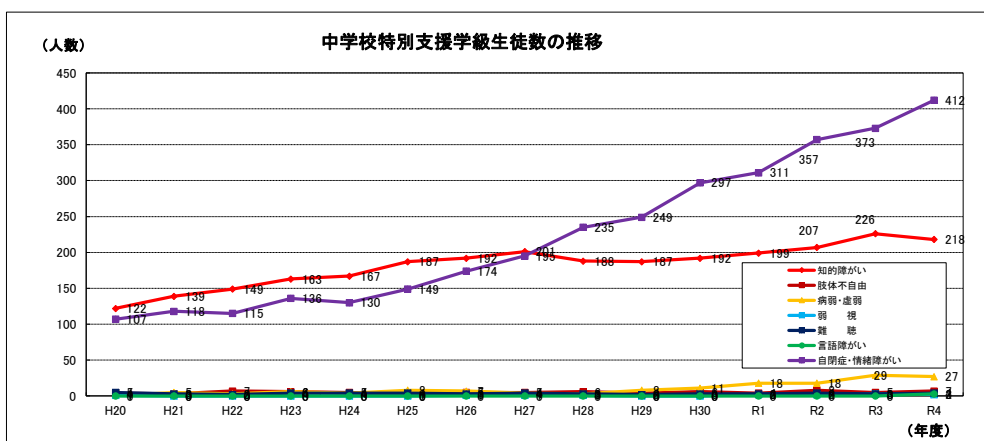
<資料6> 特別支援学級在籍者数(小学校、義務教育学校前期課程)の推移

小学校	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
知的障がい	289	289	307	292	303	317	327	341	363	398	406	418	449	475	511
肢体不自由	19	23	22	21	22	21	20	22	20	25	26	26	20	19	18
病弱・虚弱	9	9	10	14	12	15	18	22	22	22	20	24	23	23	23
弱視	0	1	1	1	2	3	3	4	3	2	5	4	5	5	6
難聴	9	11	12	11	10	12	13	11	13	12	18	19	16	19	17
言語障がい	0	0	0	0	1	2	2	1	3	5	6	7	13	11	12
自閉症・情緒障がい	228	279	305	306	333	357	393	457	476	553	568	635	717	740	797
合計	554	612	657	645	683	727	776	858	900	1017	1049	1133	1243	1292	1384



<資料7> 特別支援学級在籍者数(中学校、義務教育学校後期課程)の推移

中学校	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
知的障がい	122	139	149	163	167	187	192	201	188	187	192	199	207	226	218
肢体不自由	4	3	7	6	5	1	5	5	6	4	6	4	8	5	7
病弱・虚弱	1	5	3	6	4	8	7	4	3	8	11	18	18	29	27
弱視	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	2	2	3	2
難聴	5	3	2	4	4	4	3	4	3	2	3	3	4	3	4
言語障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
自閉症・情緒障がい	107	118	115	136	130	149	174	195	235	249	297	311	357	373	412
合計	240	268	276	315	310	349	382	410	436	450	509	537	596	639	673



<資料8> 特別支援学級担任数・特別支援学級担任経験年数

	特別支援学級担任数(人)	特別支援学級担任経験年数3年以下の人数(人)	特別支援学級担任経験年数3年以下の割合(%)
小学校	365	185	50.7
中学校	173	99	57.2
合計	538	284	52.8

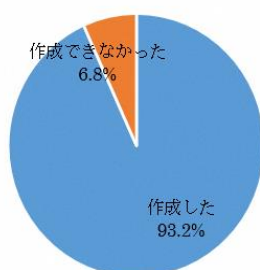
鳥取県版特別支援教育に関する調査 令和3年11月

<資料9>

個別の教育支援計画が必要な児童生徒の作成状況

	作成が必要な児童生徒数	作成できなかった児童生徒数	作成した児童生徒数	作成が必要な児童生徒に対する作成率	在籍者全体に対する作成率
小学校	2,350	62	2,288	97.4%	8.4%
中学校	1,057	29	1,028	97.3%	8.4%
義務教育学校	33	0	33	100.0%	4.2%
高等学校	437	171	266	60.9%	2.4%
合計	3,877	262	3,615	93.2%	7.0%

個別の教育支援計画が必要な児童生徒の作成状況（全体）



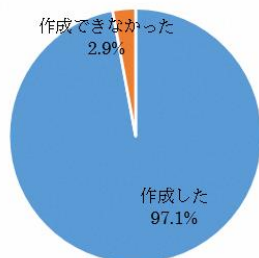
鳥取県版特別支援教育に関する調査 令和3年11月

<資料10>

個別の指導計画が必要な児童生徒の作成状況

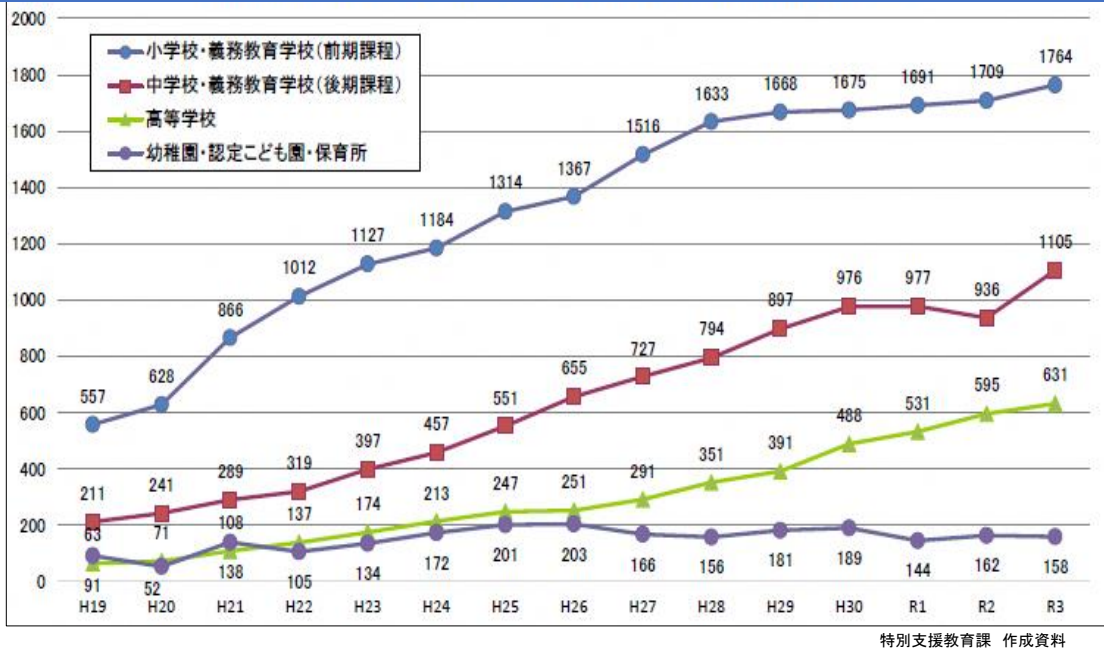
	作成が必要な児童生徒数	作成できなかった児童生徒数	作成した児童生徒数	作成が必要な児童生徒に対する作成率	在籍者全体に対する作成率
小学校	4,396	64	4,332	98.5%	15.8%
中学校	1,595	12	1,583	99.2%	12.9%
義務教育学校	109	2	107	98.2%	13.5%
高等学校	452	113	339	75.0%	3.1%
合計	6,552	191	6,361	97.1%	12.4%

個別の指導計画が必要な児童生徒の作成状況（全体）



鳥取県版特別支援教育に関する調査 令和3年11月

<資料11> 発達障がいと診断された幼児児童生徒在籍者数(令和3年5月1日現在)

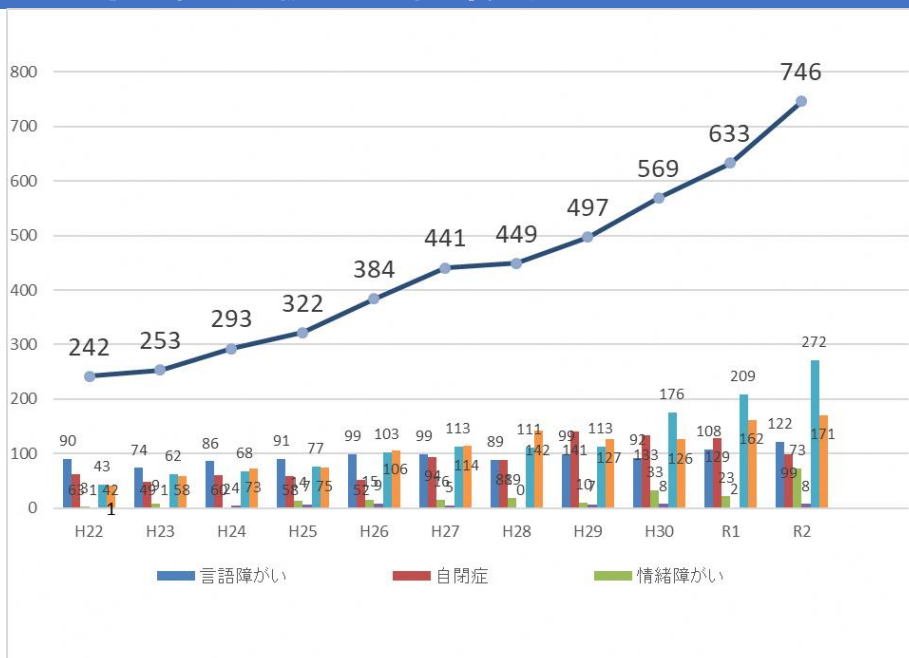


<資料12> 発達障がいの診断を受けている児童生徒の教育の場(令和3年5月1日現在)

	全体(人)	通常の学級に在籍	通級による指導を受けている ※母数は通常の学級に在籍	特別支援学級に在籍
小学校	1,764	842(47.7%)	206※24.5%	922(52.3%)
中学校	1,105	621(56.2%)	82※13.2%	484(43.8%)

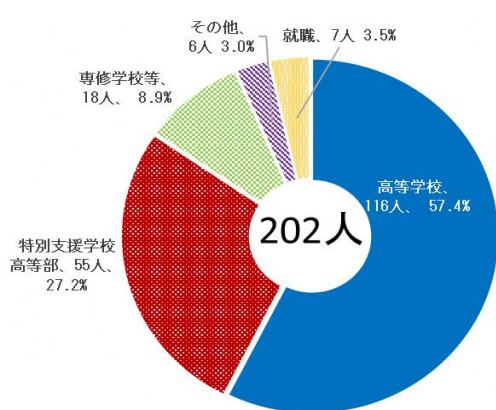
<資料13>

鳥取県の通級による指導実施状況(令和3年5月1日現在)

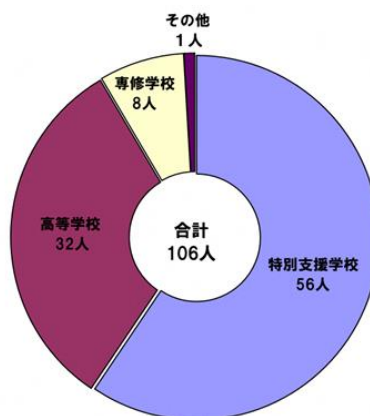


<資料14>

中学校特別支援学級卒業後の進路について



(令和4年3月卒業者)

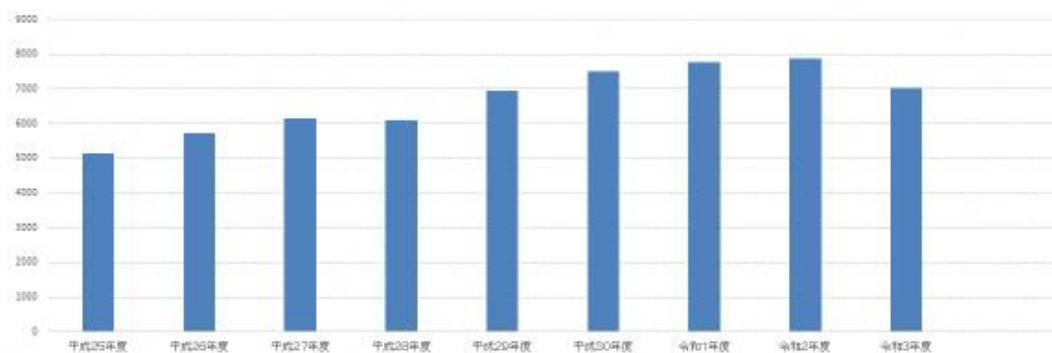


(平成24年3月卒業者)

<資料15>

LD等専門員の総相談件数

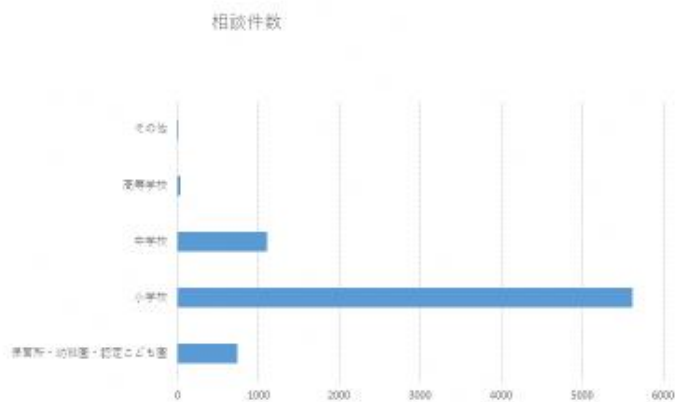
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
相談件数	5130	5712	6139	6098	6936	7498	7760	7867	7015



<資料16>

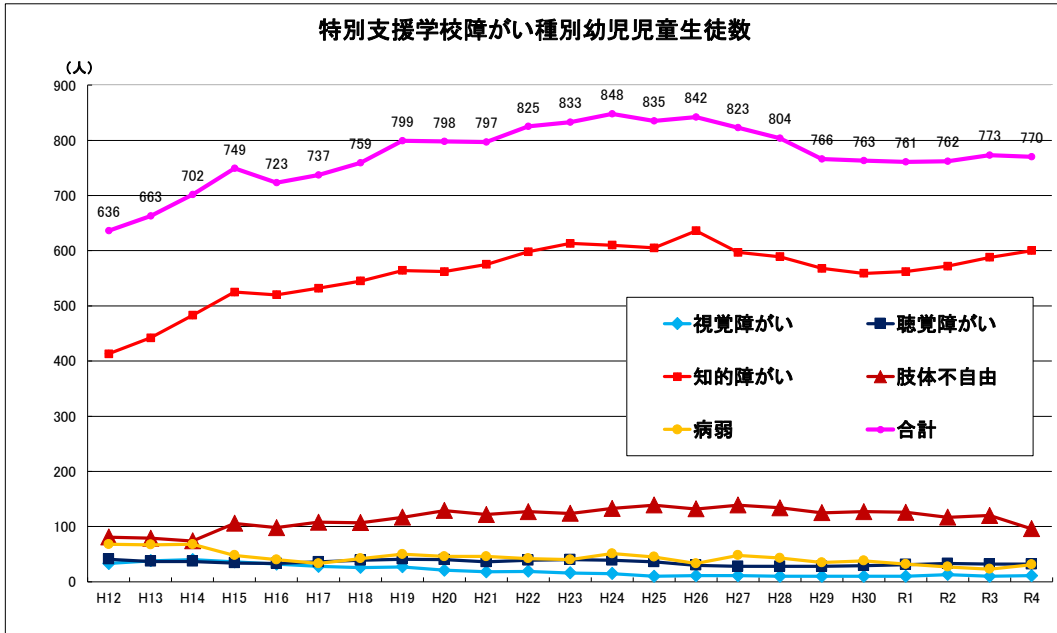
令和3年度LD等専門員校種別相談件数

	保育所・幼稚園・認定こども園	小学校	中学校	高等学校	その他
相談件数	742	5625	1111	35	3



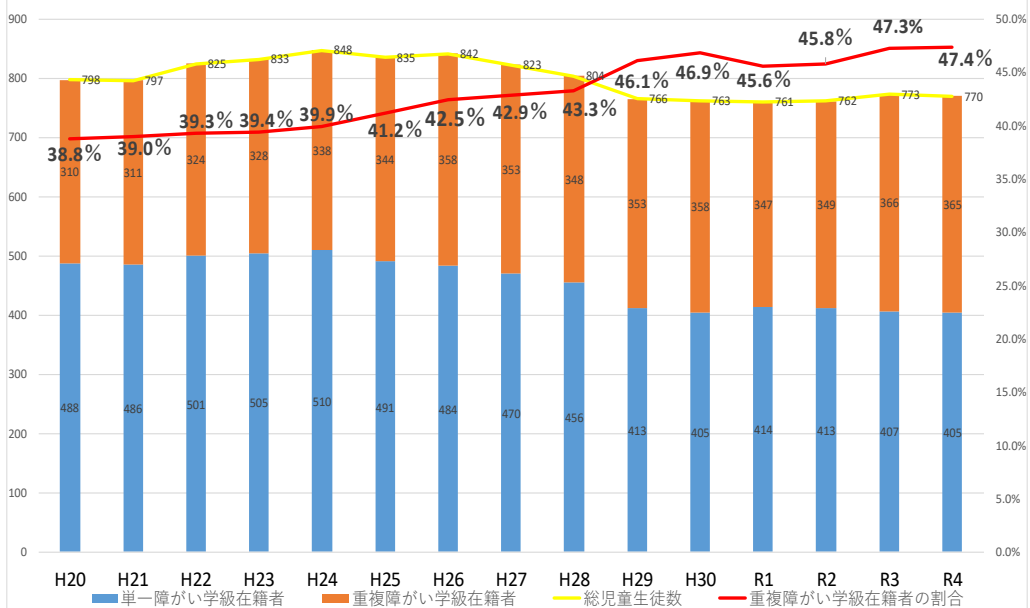
<資料17>

特別支援学校障がい種別幼児児童生徒数



<資料18>

特別支援学校における重複障がい学級在籍者数の推移



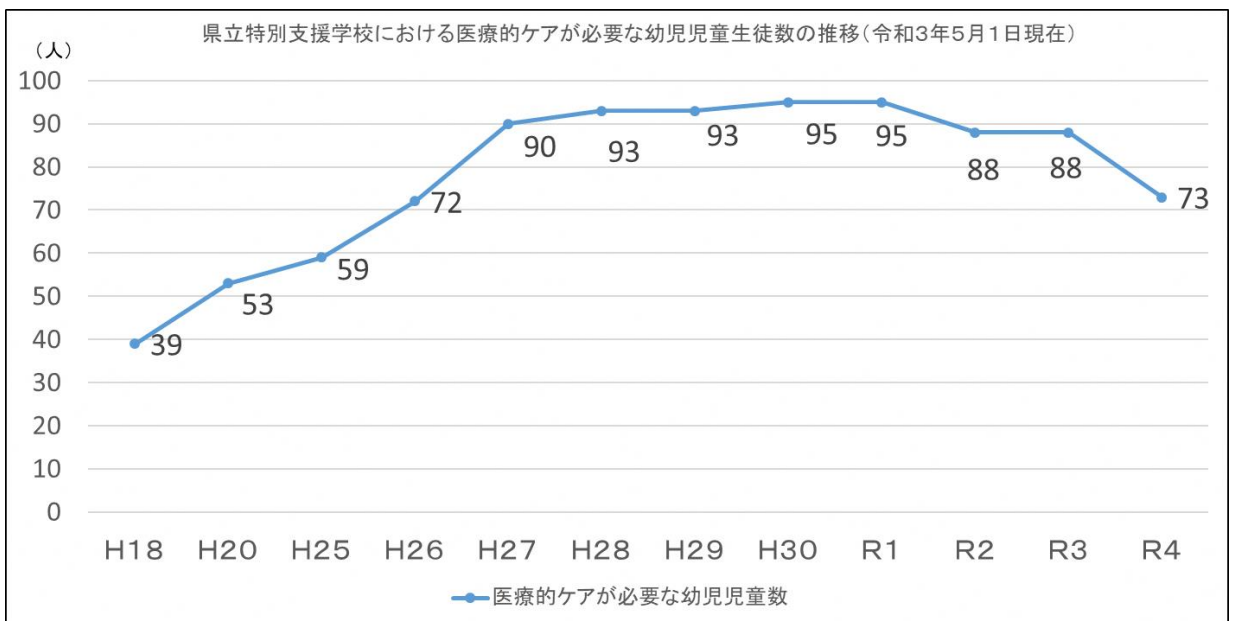
<資料19>

県立特別支援学校等の設置状況

圏域		東部					中部					西部				
障がい種		視覚	聴覚	病弱	肢体不自由	知的障がい	知的	肢体不自由	知的	視覚	聴覚	知的	聴覚	病弱	肢体不自由	視覚
特別支援学校名		鳥取盲学校	鳥取聾学校	鳥取養護学校		白兎養護学校 白兎養護学校訪問学級	倉吉養護学校		琴の浦高等特別支援学校	(鳥取盲学校・鳥取聾学校)	米子養護学校	鳥取聾学校ひまわり分校		皆生養護学校	(鳥取盲学校)	
設置学部	幼稚部		○							△		○		○	△	
	小学部	○	○	○	○	○	○	○		△	○	○	○	○	△	
	中学部	○	○	○	○	○	○	○		△	○	○	○	○	△	
	高等部	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○		
	専攻科	○														
教育相談拠点										わくわく					きらら(皆生養護学校内)	
通級指導教室の設置			○ (きこえ・ことば)			○ (まなび)	○ (まなび)			○ さんさん教室 (きこえ・ことば)	○ (まなび)	○ (きこえ・ことば)				
隣接施設等				鳥取県立中央病院 鳥取療育園	松の聖母学園	独立行政法人国立病院機構 鳥取医療センター	鳥取県立皆成学園							鳥取県立総合療育センター		

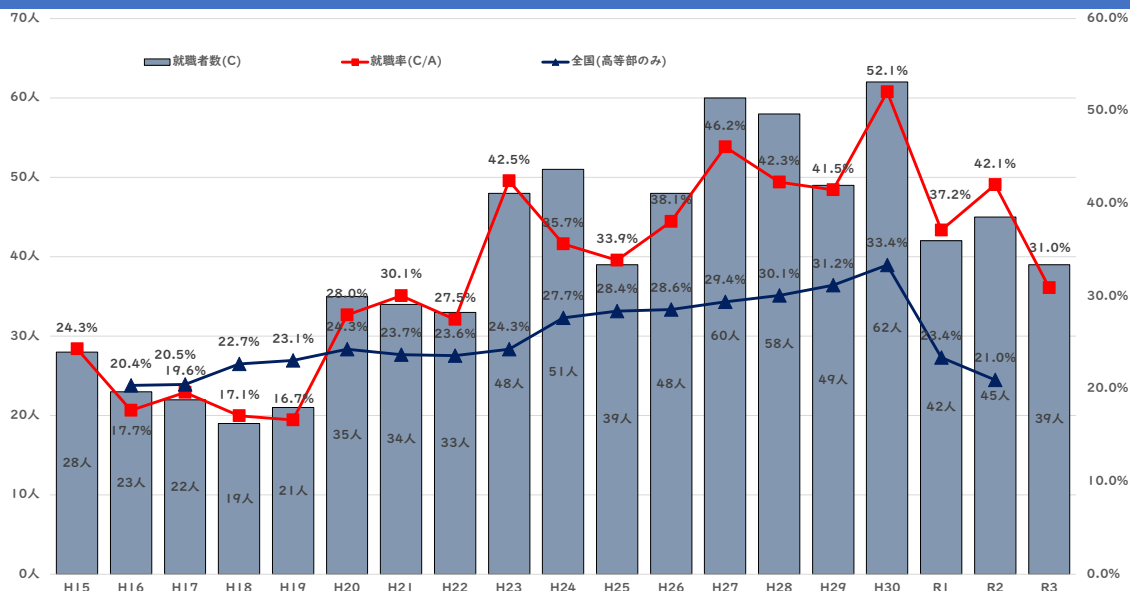
<資料20>

医療的ケアが必要な幼児児童生徒の推移



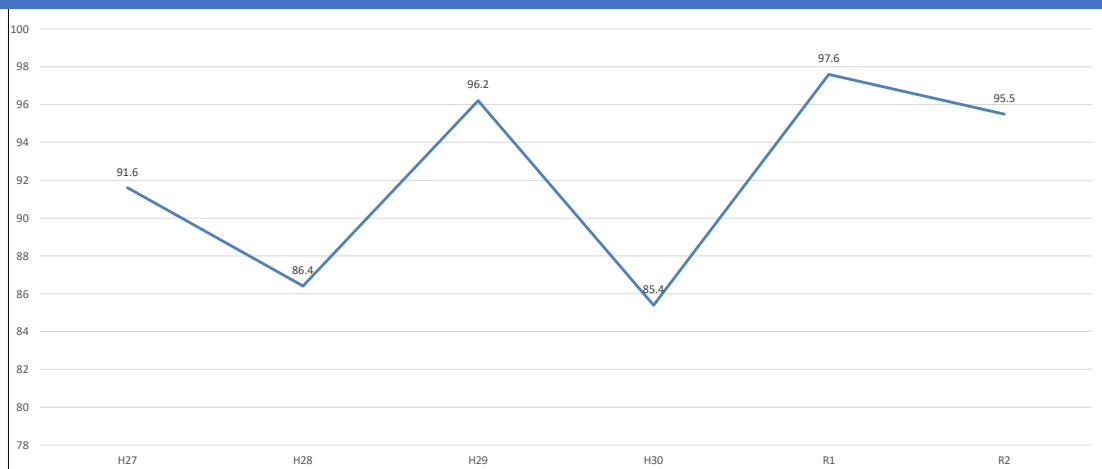
<資料21>

特別支援学校高等部就職状況



<資料22>

特別支援学校卒業生 卒業後1年後職場定着率



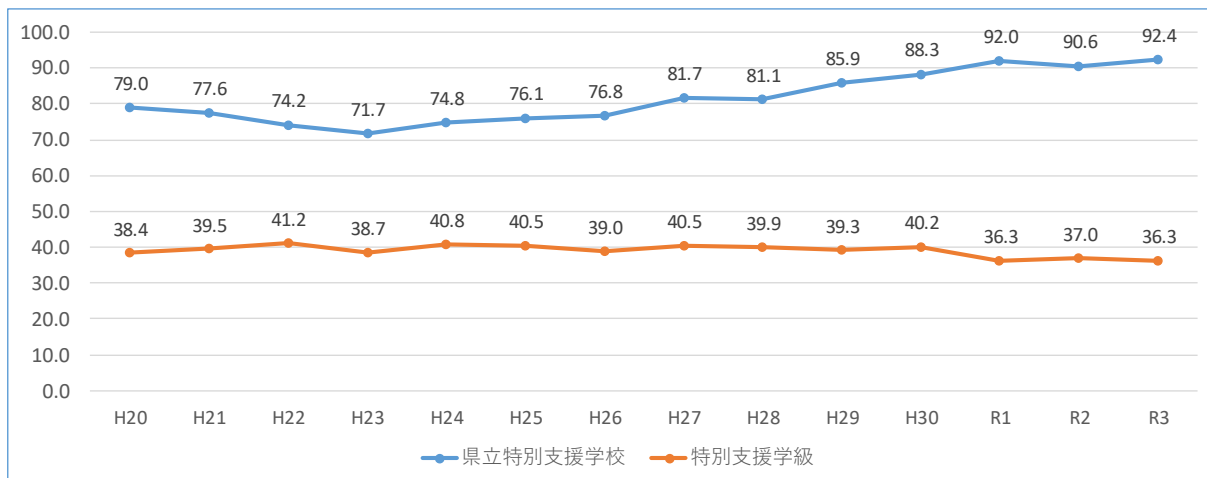
卒業年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
定着率(%)	91.6	86.4	96.2	85.4	97.6	95.5
卒業生徒(人)	60	59	49	62	42	45
離職生徒(人)	5	8	2	9	1	2

※小数点第2位切り捨て

<資料23>

特別支援学校教諭免許状保有状況の推移

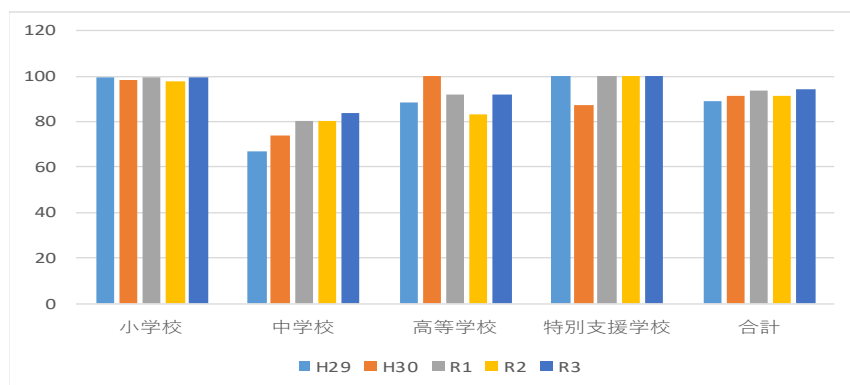
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
県立特別支援学校	79.0	77.6	74.2	71.7	74.8	76.1	76.8	81.7	81.1	85.9	88.3	92.0	90.6	92.4
特別支援学級	38.4	39.5	41.2	38.7	40.8	40.5	39.0	40.5	39.9	39.3	40.2	36.3	37.0	36.3



<資料24>

学校における手話の取組の実施率

	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	99.2	98.4	99.2	97.5	99.2
中学校	67.2	73.7	80.4	80.4	83.9
高等学校	88.3	100	91.7	83.3	91.7
特別支援学校	100	87.5	100	100	100
合計	88.9	91.6	93.4	91.4	94.2



手話普及支援員を派遣した学校数 112校

	東部	中部	西部	合計	学校数
小学校	29	18	25	72	118
中学校	5	7	11	23	53
義務教育学校	2	0	0	2	4
高等学校	5	3	6	14	24
特別支援学校	0	1	0	1	8
合計	41	29	42	112	207

手話普及支援員を派遣した回数 249回

	東部	中部	西部	合計
小学校	91	35	42	168
中学校	9	6	19	34
義務教育学校	2	0	0	2
高等学校	13	3	28	44
特別支援学校	0	1	0	1
合計	115	45	89	249